

2023年8月18日

公益財団法人日本バスケットボール協会

2024年度からのチーム加盟・競技者登録制度の一部改定のお知らせ

当協会（JBA）では、日本全体を視野に入れたバスケットボールの発展のために、2018年度に登録制度を再構築し、日本のバスケットボールが目指すべき、「より強く」「より広く」「より社会へ」という統一ビジョンに添い、下記例のような活動を積極的に推進してきました。

- (1) 小中高という学校制度の中で、「それぞれの場で完結」していた競技・育成環境を、連続性と一貫性を持たせるための制度設計に変換する。
- (2) 上記の小中高世代からシニア世代まで、全てのバスケットボールファミリーが多くの試合を楽しめるよう、大きな裾野を持つ、数多くの世代別・レベル別のリーグ戦を創出する。
- (3) 上記環境を実現するために、審判、指導者、大会運営者等、周辺人材の育成を図る。
- (4) 他のスポーツや文化活動と、共生・協働できる、スポーツ空間の開発等、バスケットボールの価値を社会に還元できる活動を指向する。

2018年度に新制度を導入してから約5年が経過しましたが、その間、社会情勢やスポーツ界における環境・価値観も変化しており、バスケットボール界においてもJBAのみならず、地域のバスケットボールを支える都道府県バスケットボール協会（以下、都道府県協会）も環境の変化に伴う役割が広がってきております。このような状況の中、「バスケットで日本を元気に」の理念のもと、バスケットボールを行う環境をより整備、充実させていくため、2024年度より登録制度の一部改定を行うこととしました。

皆様のご理解、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

■改定内容①：

**チーム加盟・競技者登録における新たなカテゴリー「一般（Ⅱ種）」を新設
（他のカテゴリーの変更はなし）**

■改定内容②：

**チーム加盟料・競技者登録料の都道府県協会設定額（上限額）の変更
（引き上げ）**

※詳細は次ページ以降をご確認ください。

改定内容①：「一般（Ⅱ種）」の新設

◆ カテゴリー・チーム区分の変更

新たなカテゴリー・チーム区分として「一般（Ⅱ種）」を新設します。

■ 現行

カテゴリー	チーム区分
U12	クラブ
U15	中学校
	Bユース
	クラブ
U18	高校（全日制・定通制）
	高専
	Bユース
	クラブ
一般	Bクラブ
	WJBL
	地域
	大学
	専門学校
	オープン
	オーバーエイジ40（O-40）
	オーバーエイジ50（O-50）
	フレンドリー40（F-40）
	フレンドリー50・60（F-50・60）



■ 2024年度～改定後

カテゴリー	チーム区分
U12	クラブ
U15	中学校
	Bユース
	クラブ
U18	高校（全日制・定通制）
	高専
	Bユース
	クラブ
一般（Ⅰ種）	Bクラブ
	WJBL
	地域
	大学
	専門学校
	オープン
	オーバーエイジ40（O-40）
	オーバーエイジ50（O-50）
	フレンドリー40（F-40）
	フレンドリー50・60（F-50・60）
一般（Ⅱ種）	クラブ

◆ 新設の背景

- 現行のチーム加盟・競技者登録制度は競技スポーツ（競技会参加）が前提の登録制度となっているため、複数チームへの競技者登録（二重登録）の禁止や移籍等に関する制限などが設定されており、生涯スポーツとしてバスケットボールを楽しむチーム・プレーヤーにとっては、制限の多い登録制度となっています。
- 上記により、登録することで活動が制限されるために登録しないなどといった状況もあり、未登録者も多く存在しています。（特に一般カテゴリー）
- 生涯スポーツとしてバスケットボールを楽しむチーム・プレーヤー（主に地区・市区町村の範囲で活動するチーム・プレーヤー）が登録できる枠組みとして、二重登録等の制限をなくした「一般（Ⅱ種）」を新設し、より多くの皆様がバスケットボールを通じて日常を豊かにしていくことを目指します。

◆ 「一般（Ⅱ種）」について

主な対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地区・市区町村レベルで活動するチーム、プレーヤー <ul style="list-style-type: none"> ↳XX市協会主催大会参加チーム、プレーヤー ・特定の活動範囲（職業別、所属別、チーム内）で活動するチーム・プレーヤー <ul style="list-style-type: none"> ↳職業別の独自大会参加チーム、プレーヤー
年齢	4月1日現在 16歳以上
チーム加盟料	JBA：0円、都道府県協会：上限 5,000円
競技者登録料	JBA：0円、都道府県協会：上限 2,000円
登録制限	<p>複数チームでの競技者登録も可能（ただし、他カテゴリーでは1チームのみ）</p> <p><例> 一般（Ⅰ種）：東京クラブ + 一般（Ⅱ種）：文京クラブ 一般（Ⅱ種）：文京クラブ + 一般（Ⅱ種）：後楽クラブ U18：五反田高校 + 一般（Ⅱ種）：文京クラブ</p>
活動範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地区・市区町村レベル ・特定の活動範囲（職業別、所属別、チーム内のみ） <p>※JBA主催大会や都道府県レベルの大会に参加する場合はⅠ種登録が必要</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存のチーム加盟・競技者登録制度では、複数チームへの競技者登録（二重登録）は不可となっていました。 「一般（Ⅱ種）」においては、複数チームへの競技者登録（二重登録）が可能となります。 ✓ 「一般（Ⅱ種）」においては、JBA主催大会や全国レベルにつながる大会などへの参加は不可となるため、JBA分のチーム加盟料・競技者登録料は無料となります。

改定内容②：チーム加盟料・競技者登録料の都道府県協会設定額（上限額）の変更

◆ 変更内容

都道府県協会のチーム加盟料・競技者登録料の設定額（上限額）を以下の通り変更します。

■ 現行（2018年度～）

カテゴリー	チーム加盟料			競技者登録料		
	JBA	都道府県協会 *1	計	JBA	都道府県協会 *1	計
U12	2,000	1,000	3,000	800 *2	400	1,200
U15	5,000	2,500	7,500	1,000	500	1,500
U18	8,000	4,000	12,000	1,000	500	1,500
一般	20,000	10,000	30,000	2,000	1,000	3,000

■ 2024年度～改定後

カテゴリー	チーム加盟料			競技者登録料		
	JBA	都道府県協会 *1	計	JBA	都道府県協会 *1	計
U12	2,000	2,000	4,000	800 *2	800	1,600
U15	5,000	5,000	10,000	1,000	1,000	2,000
U18	8,000	8,000	16,000	1,000	1,000	2,000
一般（Ⅰ種）	20,000	20,000	40,000	2,000	2,000	4,000
一般（Ⅱ種）	0	5,000	5,000	0	2,000	2,000

*1：都道府県協会の設定額は、上記の金額を上限に地域差がある場合があります。

*2：4/1 現在 8歳以下の競技者登録料のJBA設定額は無料です。

◆ 変更の趣旨

- これまで競技団体は、競技会の運営を主として行っておりましたが、健康増進、コミュニティ形成などにおいてもスポーツの価値が見直され、スポーツのさらなる普及、生涯スポーツの推進が国としても掲げられています。
- また、スポーツ団体ガバナンスコードが示され、中央競技団体はもちろん、都道府県競技団体においてもガバナンスやコンプライアンスに関する対応、暴力・暴言・ハラスメントの対応や根絶に向けた施策なども必要になっており、地域のバスケットボールを支える都道府県協会が担う役割は年々増大しています。
- 都道府県協会は、多くのボランティアの皆さんで支えられている組織になりますが、さらに関わる人を増やし、組織や活動を充実させていくことが、地域のバスケットボール活性化にもつながります。
- バスケットボールに関わる皆さんに一定の負担をいただきながら、都道府県協会の基盤を強化し、将来にわたって、小さな子どもからシニア世代まで、広く、安心・安全に、バスケットボールを楽しむ環境を継続、発展させていきたいと考えています。

◆ 都道府県での登録料の主な用途

- 各種事業の企画・運営（会議費など含む）
 - ✓ 競技会、育成事業、普及事業、コーチ・審判・TO等の講習会/研修会
- 競技環境の整備（ルールの伝達・普及など）
- 都道府県協会 管理費（理事会、専門委員会、事務局運営など）
- その他（ガバナンス・コンプライアンス対応、情報発信など）

◆ 補足

- 2024年度以降のチーム加盟料・競技者登録料の具体的な金額については、各都道府県協会よりご案内されます。（2023年12月までにはご案内を予定しています。）

最後に

2019年にはスポーツ庁から「スポーツ団体ガバナンスコード」が示され、JBAはもちろん、都道府県協会においても、より一層のガバナンスの確保が求められるようになりました。

また、2022年には第3期スポーツ基本計画が策定され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを実現させるために、新たな3つの視点として①「つくる／はぐくむ」、②「あつまり、ともに、つながる」、③「誰もがアクセス」できる、ことについて方針が示されました。さらには、運動部活動の地域移行についての方針も示され、スポーツの在り方、価値が変化してきています。

社会情勢の変化は著しく、今後もこのような様々な変化に対応していくことが必要不可欠となりますが、地域においてその基盤となるのは、都道府県協会であり、都道府県協会の基盤強化、活性化が今後重要になると考えています。

今後も、社会の変化に対応しながら、より多くの皆さんにバスケットボールを楽しめる環境を作り続けていきたいと思っています。

よくある質問

◆ 「一般（Ⅱ種）」について

Q1：	「一般（Ⅰ種）」のチームと、「一般（Ⅱ種）」のチームの両方で競技者登録することはできますか。
A1：	可能です。ただし、「一般（Ⅰ種）」のチームとの契約等により、別のチームへの競技者登録が制限される場合にはこの限りではありません。
Q2：	「一般（Ⅱ種）」の3つのチームに競技者登録することはできますか。
A2：	可能です。「一般（Ⅱ種）」のチームについての上限はありません。
Q3：	A県の「一般（Ⅱ種）」のチームとB県の「一般（Ⅱ種）」のチームに競技者登録することはできますか。
A3：	可能です。ただし、都道府県をまたぐ場合、都道府県分の競技者登録料はそれぞれ必要になります。
Q4：	2つ以上のチームで競技者登録する場合に特別な手続きは必要ありますか。
A4：	登録手続き上は特別な手続きはありません。 「U18」や「一般（Ⅰ種）」のチームに登録する場合は、事前に必ず承諾を得てください。 「一般（Ⅱ種）」のチームに登録する場合は、原則、事前に承諾を得てください。
Q5：	複数のチームで競技者登録した場合、競技者登録料はどうなりますか。
A5：	TeamJBA(会員登録管理システム)において、その年度に最初に競技者登録するときに競技者登録料の支払いが必要になります。 2チーム目以降での競技者登録においては、最初に支払った金額との差額がある場合、その差額、都道府県をまたぐ場合には、都道府県分の競技者登録料の支払いが必要になります。（同一都道府県・同一カテゴリーの場合、追加の支払いは必要ありません。） 【例1】 <u>A県の「一般（Ⅱ種）」のチームで登録した後、A県の「一般（Ⅱ種）」の別のチームに登録した場合</u> ① A県の「一般（Ⅱ種）」のチームで登録 ⇒ A県の競技者登録料を支払い（JBA分は無料のためJBA分の支払いはなし） ② A県の「一般（Ⅱ種）」の別のチームで登録 ⇒ 支払いはなし（A県分は支払い済みのためA県分の支払いはなし） 【例2】 <u>A県の「一般（Ⅱ種）」のチームで登録した後、A県の「一般（Ⅰ種）」の別のチームに登録した場合</u> ① A県の「一般（Ⅱ種）」のチームで登録 ⇒ A県の競技者登録料を支払い（JBA分は無料のためJBA分の支払いはなし） ② A県の「一般（Ⅰ種）」の別のチームで登録 ⇒ JBAの競技者登録料を支払い+A県の「一般（Ⅰ種）」の競技者登録料が「一般（Ⅱ種）」の競技者登録料より高い場合、その差額を支払い（差額がない場合は支払いはなし） 【例3】 <u>A県の「一般（Ⅱ種）」のチームで登録した後、B県の「一般（Ⅱ種）」の別のチームに登録した場合</u> ① A県の「一般（Ⅱ種）」のチームで登録 ⇒ A県の競技者登録料を支払い（JBA分は無料のためJBA分の支払いはなし） ② B県の「一般（Ⅱ種）」の別のチームで登録 ⇒ B県の競技者登録料を支払い（JBA分は無料のためJBA分の支払いはなし）

Q6 :	「一般(Ⅱ種)」のチームで都道府県レベルの大会に参加できますか。
A6 :	原則、都道府県レベルの大会については「一般(Ⅰ種)」での登録が必要になります。大会エントリーにおいては、大会要項に定められた参加資格をご確認ください。
Q7 :	1つの大会に2つのチームからエントリーできますか。
A7 :	1つの大会に対して2チーム以上でのエントリー(競技者としてのエントリー)はできません。ただし、大会要項で特別に認められている場合はこの限りではありません。
Q8 :	複数チームでの登録手続きはどうすればよいですか。
A8 :	登録手続きについては、2024年3月頃にご案内します。
Q9 :	チームとして、「一般(Ⅱ種)」のチームで登録したあと、年度の途中で「一般(Ⅰ種)」に変更することは可能ですか。
A9 :	可能です。その場合、「一般(Ⅱ種)」のチームを一度登録解除し、改めて「一般(Ⅰ種)」での登録が必要です。登録料については、差額の支払いが必要になります。

◆ チーム加盟料・競技者登録料の都道府県協会設定額(上限額)の変更

Q1 :	登録料はいくらになりますか。
A1 :	都道府県協会の設定額は各都道府県によって定められます。都道府県協会からのご案内をお待ちください。
Q2 :	登録料の金額はいつわかりますか。
A2 :	2023年12月頃までに都道府県協会からご案内されます。
Q3 :	なぜ都道府県協会の登録料が変更されるのですか。
A3 :	地域のバスケットボールを支える都道府県の役割が年々増加しています。都道府県協会は、多くのボランティアの皆さんで支えられている組織になりますが、さらに関わる人を増やし、組織や活動を充実させていくことが、地域のバスケットボール活性化にもつながります。 バスケットボールに関わる皆さんに一定の負担をいただきながら、都道府県協会の基盤を強化し、将来にわたって、小さな子どもからシニア世代まで、広く、安心・安全に、バスケットボールを楽しめる環境を継続、発展させていきたいと考えています。
Q4 :	登録料は何に使われるのですか。
A4 :	登録料は以下のような活動などに使われます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種事業の企画・運営(会議費など含む) 競技会、育成事業、普及事業、コーチ・審判・TO等講習会/研修会 ✓ 競技環境の整備(ルールの整備・普及、施設・用具の基準) ✓ 都道府県協会 管理費(理事会、専門委員会、事務局運営など) ✓ その他(コンプライアンス対応、スポーツ団体ガバナンスコード対応、情報発信など)

以上